○国土交通省告示第六十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＬＦ	130057	第八白嶺丸	平成25. 12. 25
８ＬＧＣ	85587	第十二高重丸	25. 12. 2
ＪＢＴＱ	130257	ふじ丸	25. 12. 11
ＪＣＪＪ	127105	第八十五若潮丸	25. 12. 25
ＪＭＦＤ	126975	第十五山田丸	25. 12. 19
ＪＤ2442	127092	第三邦憲丸	25. 12. 10
ＪＧ3134	112868	第十七白鴎丸	25. 12. 27
ＪＧ4461	126861	第二御嶽丸	25. 12. 13
ＪＧ4676	129730	常陸	25. 12. 9
ＪＧ4718	130176	天正丸	25. 12. 26
ＪＩ3502	133416	びぜん丸	25. 12. 10
ＪＫ5448	135283	しまなみ	25. 12. 2
ＪＬ6135	133890	第八みかさ丸	25. 12. 10
ＪＬ6283	134826	第十五内海丸	25. 12. 6
ＪＭ5124	126942	第十五松栄丸	25. 12. 3
ＪＭ6195	133533	第三太陽丸	25. 12. 2
ＪＭ6626	136812	ドリームサファイア	25. 12. 1

○国土交通省告示第六十九号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
A0617161	平成18. 2. 13	122213	第三菊栄丸

○国土交通省告示第七十号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
A08191333	平成20. 8. 13	131221	第十八栄興丸

○東北地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十九日

東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　高速自動車国道

(二) 路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島市笹谷字東横堀七五番一から同市飯坂町中野字杭甲山国有林一〇四林班三小班まで	前	一一・五〇～三四〇・〇〇（メートル）一七・一〇〇（キロメートル）
	後	一一・五〇～三四〇・〇〇（メートル）一七・一〇〇（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十九日

東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
会津若松市河東町八田字前田一一番一から同市河東町八田字八田野三〇番まで	前	一五・七〇～四六・三八（メートル）〇・三一五（キロメートル）
	後	一六・三〇～四六・三八（メートル）〇・三一五（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十九日

東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	会津若松市河東町八田字前田一一番一から同市河東町八田字八田野三〇番まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月二十九日

○東北地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十九日

東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第九十八号二本松都市計画下水道事業阿武隈川上流流域下水道（二本松処理区）

三　事業施行期間　自平成五年一月二十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十九日

東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第百四十五号大崎広域都市計画下水道事業鳴瀬川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十七年三月二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十七年建設省告示第百四十五号、昭和五十九年建設省告示第千八十九号、昭和六十年建設省告示第千四百七十九号、昭和六十三年建設省告示第千八十一号、平成二年建設省告示第千五百九十号、平成三年建設省告示第三百三十八号、平成七年建設省告示第千九十三号、平成十一年建設省告示第八百五十二号及び平成二十年東北地方整備局告示第百二十四号の事業地のうち大崎市松山下伊場野字薬師地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十九日

東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第七百九十六号仙塩広域都市計画下水道事業仙塩流域下水道